

最終報告書の提出



中村会長(左)から広瀬市長に報告書を手渡しました

下野市自治基本条例検討委員会は、平成24年6月22日の設置以来、検討委員会や部会に分かれての検討、市民フォーラムの開催、さらに有志の委員により設置された広報チームによるニューズレターの発行、起草チームによる条例素案の検討など、様々な活動を通して市民の視点から条例素案の作成に取り組みました。これらの結果は、「下野市自治基本条例検討委員会報告書」としてまとめられ、平成25年8月8日に開催された第11回検討委員会において、中村会長から広瀬市長に提出されました。

この最終報告書をもとに、庁内検討委員会で条例制定に向けての検討を行っています。

下野市の特色は？

検討委員会では、条例素案の起草にあたって以下の項目を特色としてあげました。

- 子どもの参画(第11条)・・・子どもたちを下野市の未来を担う地域の宝として大切にしたいという強い想いと姿勢を示すために規定しました。
- 人材と組織の育成(第34条)・・・協働によるまちづくりを推し進めるための人材と組織の育成について規定しました。
- 国内交流(第36条)、国際交流(第37条)・・・合併前からの歴史や文化的な取り組みを発展させた下野市の特色として規定しました。
- 住民投票(第33条)・・・下野市誕生の過程で先立ち情報公開や対話の重要性などについても議論を行い、また、住民投票を行うような重要な案件については、個別条例として案件ごとに制定し行うという方向性を確認しました。
- 本条例の見直し(第38条)・・・「市民参画の下に検証していく」ことを、委員会を常設するのではなく、条例づくりの過程で行われた子どもや若者との対話や、市内の多様な市民団体などの対話の機会を、今後も協働事業として積極的に進めていくことが大切であることを確認しました。これは、条例の見直しに留まらず、子どもの参画(第11条)、人材と組織の育成(第34条)にもつながることと思われる。

なぜ自治基本条例が必要と

されているのでしょうか。

社会が成熟化し地方分権が進む中で、市政に対するニーズや地域社会の課題が多様化しています。

市民の誰もが「住んでよかった。子どもにも住み続けてもらいたい。」と思えるまちづくりを進めていくためには、「まちづくりの主役は市民」にあることを基本に、市民も市とともに自らの責任を果たし、地域や市の課題を一緒に考え、行動し、市民のためのまちをつくっていくことが求められます。

そのため、まちづくりや市政運営の基本ルールを形にして市民・議会・行政の役割と責任を明確にし、市政全体の方向性を示すために、条例により明確に定める必要があります。



起草チームの委員から報告書の内容を説明しました

この条例づくりをきっかけに自治体運営やまちのあり方を3つの地域を越えて、みんなで一体となって創り出していきたい。